

令和7年度

第2回ふじさわ人権協議会 議事録

日 時 2025年8月29日(金)午後2時から午後3時10分まで

会 場 藤沢市役所 本庁舎5階 会議室5-1・5-2

出席者

1 委員=10人

鈴木会長、木村麻紀副会長、原副会長、鳥海委員、木村亜希子委員
陸委員、都委員、岡委員、宮城委員、富高委員
(欠席) 萩原委員

2 アドバイザー=1人

洲脇アドバイザー

3 事務局=7人

人権男女共同平和国際課:

作井(課長)、高橋(主幹)鈴木(課長補佐)、中村(上級主査)

市民自治推進課:

猪野(課長補佐)、松浦(職員)、横森(会計年度任用職員)

4 傍聴者 0人

内 容

1 議題

(1)藤沢市犯罪被害者等支援条例の制定について

(2)藤沢市市民憲章に係る市民意識調査の実施について

2 その他

【令和7年度 第2回ふじさわ人権協議会】

○事務局(高橋) 皆様、本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。少し早いですが皆様お揃いになりましたので、ただいまから令和7年度第2回ふじさわ人権協議会を開催させていただきます。本日司会を務めさせていただきます人権男女共同平和国際課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は会議の時間を1時間半程度と考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日の会議でございますが、萩原委員からご都合により欠席というご連絡をいただいておりますが、ふじさわ人権協議会要綱第7条の規定に定める半数以上の委員が出席されておりますので、この会議が成立しておりますことをご報告いたします。次に会議の公開・非公開についてお諮りいたします。本市におきましては市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関や、これに準ずる機関の会議につきましては市政運営や施策形成における公平性および透明性を高められるよう、藤沢市情報公開条例第30条の規定によりまして原則公開としております。本日の会議におきましては、議題1につきましては、令和7年9月、藤沢市議会定例会において、ご審議いただく内容となっております。藤沢市情報公開条例第6条第3号に規定する市政執行に関する情報を取り扱うことから非公開とさせていただきます。傍聴はなしとして、その次の議題2以降につきましては、特段非公開とする理由がないことから、公開として運営してまいりたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局(高橋) ありがとうございます。ではご異議がありませんでしたので、議題1は非公開、議題2以降は公開とさせていただきます。また、本日の会議の記録を作成する関係上、発言内容を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。よろしくお願い申し上げます。ご発言される際は、職員がマイクをお届けいたしますので、マイクを使ってご発言くださいますようご協力をお願いいたします。次に資料の確認をさせていただきます。まず事前にお送りしている資料といたしましては、次第、裏面が委員名簿になっているもの。資料1、藤沢市犯罪被害者等支援条例(案)の骨子に係るパブリックコメントの実施結果について。資料2、犯罪被害者等に係る支援施策について。資料3、藤沢市市民憲章に係る市民意識調査の実施について。資料4、藤沢市市民憲章 市民意識調査(素案)。本日、机上に配付させていただきました資料につきましては、1つ目が藤沢市犯罪被害者等支援条例(案)、それから藤沢市犯罪被害者等支援周知リーフレットの一般用とやさしい日本語バージョンのA4の横のものをそれぞれ置かせていただいています。最後にカラーのチラシといたしまして、第40回藤沢市人権啓発講演会の

チラシを置かせていただいておりますが、資料につきまして過不足等ある方は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。なお、議題2の藤沢市市民憲章に係る市民意識調査の実施につきましては、市民自治推進課の方からご説明をさせていただきますので、本日は市民自治推進課の猪野と松浦と横森の3名が同席をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、ここからの議事進行につきましては、要綱第5条第2項の規定によりまして会長をお願いしたいと思います。鈴木会長よろしくお願いいたします。

○鈴木会長 皆様、改めましてこんにちは。大変な暑さでございまして、この週末は40度近いような、本当に大変な気候の中でございますけれども、お忙しい中ご参集いただきまして、お礼を申し上げたいと思います。本日、第2回の協議会ということでございます。第1回目の協議会以降でございますけれども、人権に関わるところで、いろいろ気になるところもあったような気がいたします。個人的なところでは、先ほどの選挙の中で、様々な人権に関わるようなセンシティブな言説がSNSなどで流れていて、果たしてこれでもいいのかなということも思ったところもございました。多くの方が目にするSNSの中で、誰かが傷つくような書き込みがあるというのは、本当になくさなくてはいけないなと思ったところがございますけれども、さて、今日も議題頂戴しておりますけれども、委員の皆様方から積極的なご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(議題1は非公開)

○鈴木会長 続いて、2つ目の議題の方に移ってよろしいでしょうか。先ほどご案内いただいたとおり、議題2以降は公開でございますが、特に傍聴人の方いらっしゃいませんのでこのまま進行させていただきたいと思っております。では、議題2「藤沢市市民憲章に係る市民意識調査の実施について」ということで、事務局より、ご説明をお願いいたします。

○事務局(猪野) 市民自治推進課の猪野と申します。よろしくお願いいたします。藤沢市市民憲章に係る市民意識調査の実施についてご説明をさせていただきます。藤沢市市民憲章は、1964年(昭和39年)に東京オリンピックのセーリング大会が本市で開かれることをきっかけに、本市を住みやすい美しいまちにしていこうと、市内の複数の市民団体の代表者らにより、制定発起人会が組織され、同年7月1日に施行されたものでございます。60年以上が経過いたしまして、これまで市民の間で、市民が守るべき市民生活の道しるべとして大切に守られてまいりましたが、市議会におきましても、この間の市民意識の変化に合わせて内容を見直すべきではないかのご指摘もいただいております。こ

うしたことを踏まえまして、今年度は本市への誇りを高める連帯感や郷土愛の醸成など、これからの時代や価値観を見据え、市民憲章のあり方を検討していくための市民意識調査を実施することとしております。今回は、市民意識調査の実施前に特に人権や多様性尊重の視点からご意見を賜りたく、本協議会の方に意見を求めるものでございます。委員の皆様には、まず資料4の調査票の質問内容や選択肢について、率直なご意見をいただきたいと考えておりますが、その他、市民憲章が市民発意で起草された経緯を踏まえまして、市民の関心を高めていくことが大切と考えておりますので、その手法等につきましても、ご意見があればいただければと思っております。また、藤沢市市民憲章が60年以上前のものであるということも踏まえまして、人権や多様性尊重の現代の視点から、今後検討していく際の視点をお伺いできればと思っております。この市民意識調査につきましては、市民憲章のあり方について検討するものでございますが、改定ありきというのではなく、今後の検討の中で、このまま維持していくということも含めまして、検討していきたいというふうに考えております。現在のところの予定でございますが、今後令和8年度に、あり方を検討するための委員会を設置いたしまして、改定の必要の有無などを議論していくこととしております。なお、市民憲章の内容につきましては、資料3の四角枠の中に記載されているとおりとなっております。市民意識調査の質問等につきましては、資料4に記載のとおりとなっております。よろしくお願いたします。

○鈴木会長 ありがとうございます。今、ご説明いただきましたが、藤沢市市民憲章は市民の方々の発意によって、1964年に作られたということでございますが、このことについて、現代的な視点から見るとどうであろうか。あるいは、そういったご指摘があったかということで意識調査をこれからやっていくということでの、この調査の内容等々について皆様から、ご意見をいただきたいなというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。このことについては、ぜひ皆様から一言ずついただけるといいなというふうに思っています。もしかすると、なかなか市民憲章自体に馴染みがないという方もいらっしゃるかもしれませんが、率直にこの憲章をご覧になって現代の感覚から、どのようにお感じになるのかなんていうのも、お声をいただければというふうに思っております。1964年、昭和39年ということで、かなり時代としては経っているなと思うのですが、いかがでございましょうか。どなたからかお声を上げいただけると幸いです。

(岡委員挙手)

○鈴木会長 ありがとうございます。岡委員から頂戴したいと思います。

○岡委員 先日、休ませていただいて申し訳ございませんでした。今日からの出席となります。よろしくお願いたします。この市民憲章を見まして、「安全」という言葉がないのが少し不思議な感じがいたしまして、日本は高い安全性を誇った国ではあったのですが、

現在、安全性が問題になったりしておりますので、「安全」という言葉を入れていただきたいというふうに感じました。

○鈴木会長 ありがとうございます。今の岡委員のような形で、こういうところの視点がもう少し必要なのではないかといいことでも結構でございます。これをご覧いただいたの皆様からの声を頂戴できればと思います。いかがでございましょうか。では、順番にお声いただくという形でいいでしょうか。都委員、このことについて少しご意見いただければ幸いです。お願いいたします。

○都委員 私も前回、業務が重複しておりまして、欠席をさせていただきました。今日からまた参加させていただきます。よろしく申し上げます。自分事になるのかもしれないのですが、もともと私は兵庫県の出身で、20数年前に何もわからない中で、藤沢に仕事の関係で転居をしてきました。20年間ぐらい藤沢に住んでいるのですけれども、お恥ずかしいことで、このような市民憲章があるということを全く知りませんでした。多くの市民の皆さんもこの感覚に近いのではないかなというふうに思っています。市民の関心を高めていくためには、なぜこの市民憲章が必要なのかという目的みたいなものはっきりさせる必要があるのかなというふうに感じました。この1964年のときには、オリンピックがあって、本市でセーリング大会が行われるということで、きっかけがあって、皆さんで機運が高まっていったというように思うのですけれども、今回、それを出していくときに、古いから変えましょうかというようなことではなくて、そもそも市民憲章というのがなぜ必要なのかなというようにところを皆さんで考えないといけないのかなと思いました。そうしないと、当事者として、自分たちがこういうまちにしていこうというところに繋がっていかないのかなと感じました。あと、憲章を読ませてもらったときに、何となく「元気で働き」とか、「常に健康で」とあるのですが、健康でない人にも優しいまちであって欲しいなというような思いがあって、今、共生社会やインクルーシブというところが、かなり世の中でも認知されてきているので、藤沢市として、そういうところを掲げていってもいいのかなという感じがしました。あとは、藤沢市に来たときに、ゆったりとした時間が流れていて、関西のようにせかせかしていなくて、とても良くて、近所の人たちにもすぐ助けてもらって生活した覚えがあるので、何かそういうところが出てくると良いなと思いました。最後に文言で「○○しましょう」というのがとても強くて、何となくやらされ感が強いと思いました。学校教育も変わってきていて、昔は多分、先生たちがクラス目標を決めようというときに、基本的には「○○しましょう」となっていたのですけれども、やはり今は子どもたちが当事者として、どんなクラスにしていこうとか、どういうふうにやっていこうかという決定権は、子どもたちにあるのかなと思うので、そうすると、「○○したい」とか、「一緒

に〇〇しよう」というような文言に変わっていくのかなと思うので、その辺も自分ごととして、捉えていけるのかなというふうに感じました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。そういった意見を多分、猪野課長補佐は聞きたかったのではないかなと思っておりますけれども。陸委員、いかがでしょうか。

○陸委員 外国人市民として私も今回、初めて藤沢市市民憲章拝見させていただきました。読ませていただいて、市民の自主性を尊重した、市民発意の精神が特徴だと感じました。この歴史的価値を再確認しつつ、現代の多様な価値観、人権、多様性、環境問題などを反映させる必要が高く、調査実施の意味はとても大きいと感じております。そして、私なりの意見が3つあります。2つは外国人市民の視点から。1つ目は、多様性への配慮です。外国籍市民や子どもたち向けに、ふりがな付きのやさしい日本語版の市民憲章もあればという一つの提案です。2つ目は、文化的差異の考慮、例えば言葉ですと、「親切」とか「規範」は、その解釈は文化、国によって異なります。そういう言葉の選択というところも、慎重に考える必要があるかなと思っております。そして、質問の表現を現代化する必要があるかなと感じております。特に「明るい家庭」という部分があるのですけれど、「多様な家族形態を尊重し、支え合うコミュニティを作りましょう」みたいな、よりインクルーシブな表現に変えるのはいかがでしょうか。あともう1つ「良い風習」という表現を「地域の伝統と新しい価値観を調和させる」という、もっと具体的な表現に変えるとか。3つ目は、質問の配置についての私の考えですが、資料4の質問10と11の配置ですが、4～9の各質問の下に移動すべきだと感じました。4～9の質問を答えた後に10と11の質問で、4～9をもう1回振り返らないといけないので、一連の思考が途切れてしまって回答者の負担になってしまうと感じました。記憶が新しいうちに理由を表明した方が、心理的な負担を軽減できるし、データ分析の効率化になると感じました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。では、木村亜希子委員にお願い申し上げます。

○木村亜希子委員 私もこの市民憲章というのがあるのを知りませんでした。今回資料で確認させていただきました。実は私、横浜市民として、横浜市にもあるのかなと思って調べたところ、ありまして、各市町村でこういったものをご用意されているのだということに改めて知りました。藤沢市民の方は、藤沢がすごく好きな方が多いイメージがあるので、まず、市民の方にこういうものがあるのだということをお示しいただいて、その上で藤沢市愛が強い方の意見を頂戴して、また決めていくといいのかなというふうに思いました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。では、続いて鳥海委員お願いいたします。

○鳥海委員 私も藤沢市の市民憲章があるのは知っていたのですが、内容は今回初めて知り、勉強になりました。私も木村委員と同じように、他の市はどのような憲章なの

かなと思って、鎌倉市の市民憲章を調べてみたのです。そうしたら、鎌倉市は、やはり歴史とか自然とか、そういうものを後世に残しましょう、伝えましょうということをしごく明確にしている、あと「鎌倉」という言葉をよく使っているのです。とても分かりやすく、鎌倉市の憲章を見たときに、伝わるものがありました。藤沢市では、そういう部分が弱いかなと思いました。あと、内容なのですけど、先ほど都委員がおっしゃったように、私も「元気」とか「明るい」とか「健康」とか、こういうワードは、やはりそれをプレッシャーに感じる人がいます。60年前は、それがポジティブにみんなの意識を高める1つの合言葉だったと思うのですけれども、令和のこの時代には、少しそぐわない、合わないワードなのかなという印象です。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。木村副会長、お願いいたします。

○木村副会長 3つほど、お話をさせていただきます。この憲章の中に足りない観点は、かなり大きなものとして、先ほど安心・安全という話もございましたけれども、やはり自然環境、生態系の保全ですとか、いわゆるSDGsの中での環境の側面の言及がないのかなと思いました。「美しい産業、文化」というところの「美しい」が、それに当たるのかもしれないのですけれども、なかなかそれだけでは、今、私たちが置かれている環境をどうしていくのかというところの将来像がどうあるべきかというところを考えていく上で、イメージが持ちにくいのかなというふうに感じましたので、やはりどこかで、環境といった視点を入れ込んでいく必要があるのかなというふうなことがございます。もう1点が、調査のやり方に関してなのですが、これは無作為調査ですか。

○事務局(猪野) はい。

○木村副会長 わかりました。前段に、資料3でいただいているものをアレンジしたような形で、「こういった経緯のもので、調査をいたします」というふうなご案内をなさるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局(猪野) はい。

○木村副会長 ありがとうございます。最後にあり方検討の委員会を立ち上げられるというお話があったかと思うのですけれども、そこがすごく重要かなと思っておりまして、今、この場でもいろんな多様な意見が出る、いろいろな立場の方たちからの意見が出るということで、それを集約して、もし変えたり何なりするということであれば、やはりいろいろな立場、環境、年齢層、ジェンダーも含めて、この委員会のある意味、拡大版みたいな場が、あり方検討のあり方として必要なのではないかなと感じておりますので、そのあり方検討の場をどのようにお作りになるお考えなのかというところをお聞かせいただけたらと思います。以上です。

- 鈴木会長 ありがとうございます。意見のところ、聞くべきものがたくさんあるのですが、最後に、猪野課長補佐から全体を聞いて思うところとか、委員の皆さんからの問いかけのところでお答えいただき、そんな感じでいいですかね。まずは皆さんの声を聞いていくということにいたしましょうか。では、続きまして、原副会長、お願い申し上げます。
- 原副会長 私も何人かの方がおっしゃったように、市民憲章の「元気で働き」、「健康な」、「家庭」という言葉にすごく引っかかりを感じました。また「良い風習をそだてましょう」という「良い風習」とは、どういうものなのかよくわからないなというのがありました。あと、調査の方ですけれども、まず、2番に「藤沢市市民憲章についてどのように思いますか」とありますが、問14との兼ね合いにもなりますけれど、今の市民憲章に異議がある方は、2番、3番は答えにくいかなという感じがします。市民憲章があってもいいけれど、中身がちょっとと思う人は、「その他」になるのかも知れないのですけれど、そもそも市民憲章が、承服できないという時に答えにくい問の感じがなと思いました。それと、陸委員がおっしゃったように、4～9の質問について10で理由を改めて答えるよりも、いずれにしても全て答えなくてはいけないようですので、「それはどういう理由ですか」みたいなことをその都度書いていただいた方が書きやすいかなと思いました。あと、12番ですが、「視点」の中に環境保護に関するもの（「住環境」や「自然」という枠では曖昧なので）は、必須ではないかなと思います。それと15番と16番、これは特に書いていないのですけれど、「複数可」でいいのではと思いました。例えば①と③の両方答えたいという方もいらっしゃるかもしれないのですけれど、どれか1つなのか複数可なのか、その辺を書いていただいた方がいいかなと思いました。私も他の市とか調べてみたのですけれど、市民憲章に行き着くことが難しく、なかなか出てこなかったのですが、県内の全ての市町村はお持ちのようでしたが、できた時代によって、使われている言葉が結構違って、横須賀市だったと思いますが、割と新しく作られたもので、そこは割と配慮された言葉の選択になっていたかと思うので、周りを見ながら、今の時代に適応するものがあるのかなと思います。以上です。
- 鈴木会長 ありがとうございます。続きまして、宮城委員、お願いいたします。
- 宮城委員 やはり、そもそも制定されたのが住みよい美しいまちにしていこうという目的のもとだということなので、今でもそれはそうならば良いのですが、それに向けていうことだと、やはり今までの皆さんのご意見のとおり、こうでなくてもいいのではないかなというところでは私も感じました。なかなか簡単に言うけれど、文言にすると難しいと思いますが、やはり、郷土愛の醸成というのは重要だと思っていて、各方面から親しまれるようなものになればいいなと感じました。以上です。
- 鈴木会長 ありがとうございます。続きまして、富高委員、お願い申し上げます。

○富高委員 皆さんの意見をお聞きして、実は私は都委員と同じ兵庫県出身なのです。兵庫県で生まれ育って22年、その後、他県も転々としていたのですけれども、東京の都心の方に15年ぐらいおまして、その後、藤沢でもう20数年、一番ここが長くなったのですが、決定的に地域によって住み心地というのは違うなと思ひまして、私は非常に藤沢市を気に入っていて、とても住みやすいと感じています。もちろん生まれた故郷も好きなのですが、少し似ているところがあります。気質は違いますが、豊かであるという点が非常にこの特色だと思ひて、海があって、すぐそばに文化を感じられる。関西だと京都があって、六甲山があって、須磨海岸があるというようなところで育ったのですけれども、ここは海岸があって、鎌倉があって、そして身近にハイキングに適した場所もたくさんあります。非常に豊かです。すぐ近くに箱根のような全国区の観光地がすぐそばで、非常に恵まれているのです。それをなかなか生かしきれていないという印象がありまして、各地にいる友だちに藤沢市の認知度が低いのです。茅ヶ崎、鎌倉と言うとすぐわかります。私は、鎌倉のすぐそばに住んでいるとよく説明します。江の島があるのに、江の島が藤沢市ということに結びついていない。非常に残念に思っています。自分の中でまとまりはないのですが、鎌倉、茅ヶ崎は全国的に非常に強い。それと同じように、それ以上に豊かないろいろなものを持っているのに、藤沢はいまいち認知度が低いということ、私は市民として、残念に思っています。もっと魅力を発信していいのではないかと思っていて、先ほど「元気」「明るい」「健康」という言葉は、現代において、プレッシャーではないかとおっしゃっていましたが、私もそのとおりだと思います。ただ、私が感じている藤沢市の魅力は、元気で健康的で明るいというイメージで、それも自分の中で、好ましく感じているというのも事実なのです。ですから、これをうまく言葉を変えて今の時代にそぐうような形で魅力を発信できないかと思ひます。その言葉が今、自分の中にあるわけではないのですが、実際に私の息子ですが、都心に住んでいたとき、住宅街だったので、緑がとても多く、大きな公園がたくさんあって、木々に囲まれていたのですが、喘息を発症しそうになったのですが、こちらに来たら治りました。こちらは、緑の数だけではなく、空気がやはり綺麗です。川崎・東京方面からこちらに来られた方は、「空気がいい」と皆さんおっしゃいます。そういう意味では、環境保護は大事ですし、この魅力だと思ひています。それを守っていく豊かな自然文化、そういうものをみんなで守っていけるようなまちであってほしいというのは、一市民としての願ひです。憲章を知らなくて、読んだときに、「元気で働き、明るい家庭」とありますが、そもそも若い世代は家庭を築こうという意識のない人は非常に多いです。やはりこれは引っかけります。「つねに健康な心とからだ」はめざすところではありますが、それはめざしても、なかなか手に入らないという人にとっては、この言葉というのは、見たら目をそらしたくなる言葉だと

思います。「いつもだれにも親切にしましょう」というのは、せっかく人権担当課と協働でしたら、「みんなの人権を大切にするような市」というような、「人権」という言葉を入れてもらったらどうなのだろうかと思います。「人権」という言葉自体に皆さん触れることが少ないと思っているので、「すべての人の人権が尊重される市」みたいな「人権」という言葉を入れたらどうでしょうか。そこには外国人の方も含め、何か良い言葉がないかなと考えました。一市民としての感想になりますが、そんなところです。

○鈴木会長 ありがとうございます。本当に委員の皆様お1人お1人が、他市の市民憲章を調べてくださったようなことも含めて、今回のテーマで関心を持ったというようなところもあろうかと思えますけれども、たくさんの意見をいただきました。そもそも、この憲章の必要性は、現代においてどうなのだろうかという意見もございましたし、またこの憲章が作り上げられていったプロセスのところも踏まえて、目的や市民が作っていくというあたりが大切ではないかというご意見もありました。ただ全体として、やはり1964年のものがございますので、なかなか時代的に使われている言葉、あるいはその言葉が意味する概念といいたいまいしょうか、そのあたりが現代的なところと少しずれが生じているのではないかとしようなところもたくさんご指摘いただいているところです。現在に求められる多様性とかインクルーシブな社会とかというところからすると、少し配慮が必要になってくる表現もあろうかということだと思えます。とはいえ、これ自体を否定するという意見は1つもなかったと思います。こういうものがあって、予算もあるというところであれば、残すべきものと改めるべきものという観点での見直しも必要になってくるのかなというご意見をいただいたところであります。あと、アンケートについては、どのようにこれから藤沢として考えていこうかというテクニカルな指摘をいろいろいただきました。私も調査票の作り方としては、これはあくまでも素案なので、もっと綺麗にまとまると思うのですが、確かに問10とか11の手間ですとか、それから割と抽象的な12の辺りでピンとくるだろうかなど、いろいろ思うところありますけれど、テクニカルなご指摘をいただきました。あとは、少しロジカルに考えると、こう答えたい人は選択肢としては迷うのではないかとしようご指摘もいただいたかと思えます。いずれにしても、この憲章自体は、市民が作ったものでありますから、それが、どういう形で未来に生きるものに変えられていくかというのは、とても大きな関心事だと思って伺わせていただきました。こういった皆さんのご意見を参考いただければと思います。藤沢市市民憲章の一つ目に、「元気で働き、明るい家庭をつくりましょう」とありますが、時代の変遷とともに、働く意義や働き方の視点は大きく変化してきていると思っています。誰もが働きがいを持つ職場づくりが大切かと思えますが、日本航空の洲脇アドバイザーから企業の立場で、基本的な考え方や実践されていることをご紹介いただけますでしょうか。

○洲脇アドバイザー ありがとうございます。誰もが働きがいを持てる職場作りという観点から、企業の立場で、考え方や実践していることというところでお話させていただきま
す。まず、かつての労働環境のもとでは、給与とか労働条件といったような物理的な要
素というものが主なモチベーションとされることが比較的多かったのかなと思います。一
方で、時代が進むにつれて、単に働く場所とか、時間、収入だけではなくて、働く意味や
やりがいというものも重視されるようになってきたという変化があるのではないかと思っ
ております。また、経済が成熟してくると、人手不足や、高い専門性を持つ人材の確保と
いうことが課題となって、こうした中で、単に給料を上げるだけではなくて、社員の心の
満足度ですとか、組織への帰属意識を高めることが、競争優位に直結するとの認識が
強まってきていると思います。誰もが働きがいを持てる職場作りというテーマですと、昨
今、エンゲージメントの考え方がクローズアップされることが多いかと思ひます。弊社に
おきましても、社員エンゲージメントを人材戦略上の重要な要素の1つに位置づけて、取
組を進めております。具体的には場所や時間にとらわれない新しい働き方の実践とし
て、フレックスタイム制度やテレワーク、ワーケーション、ブリージャーなどの制度を整えて
おりまして、特にフレックスタイム制度やテレワークにつきましては、今では広く社員にも
浸透しまして、活用が進んでおります。また、仕事と育児、仕事と介護の両立を支援する
制度を整えて、社員にもしっかりと情報を発信し、ライフイベントを要因とした離職をでき
る限り防いでいく、また、社員自身の心身の健康を保っていくためのウェルネス推進の
取組なども行っております。こうした取組を時代の変化に応じて進化させていくことで、
社員が柔軟な働き方ができる職場環境の中で、自律的に働くということを促し、生産性
の向上や新たな価値の創造にも繋げていきたいと考えております。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。洲脇アドバイザーから、この憲章の中の「働く」という1
つのキーワードをとっても、現在ではこれだけ多様な考え方があり、いろいろな見方があ
るということが非常によくわかってまいります。また、企業の中で様々な施策が講じられ
ているということも把握させていただきました。ありがとうございます。1つ1つの言葉
を見ていくだけでも、かなりいろいろなことが、皆さんで議論できる。もしかすると、この市
民憲章をもとに、みんなで議論していくということが、実は市民憲章を一番生かしていく
術なのではないかと思ひます。個人的に思ひますが、こういったものはよく言われますけ
れど、出来た瞬間に陳腐化していきます。ですから、それに見合った形でアップデートし
ていくのは大事なところかなと思ひております。もしかしたら、これをもとに皆で話し合
うのが、すごくいいプロセスかもというのは、今日の会議での皆様のご意見を伺って思っ
たところでございます。他に皆様から何かありますでしょうか。いろいろな意見を私たち
申し上げさせていただきますけれども、猪野さんから一言いただければと思ひます。

- 事務局(猪野) まず、あり方の検討委員会の立ち上げについて、まだ詳細を決定していないのですが、もともと市民発意でスタートしたという経緯を踏まえまして、市民の方ができるだけご参画いただけるような委員構成を検討していきたいと考えております。その上で、現代的な人権や多様性といった尊重すべきキーワードというものを、どのように取り入れていくかについては、こちらの人権協議会の委員の皆様にもご協力をいただきながら進めていきたいと思っております。今回ご意見いただいた中で、やはり先ほど会長からもお話がございましたけれども、市民憲章のあり方を考えていく中で議論していくことによって、藤沢市のあり方であったりとか、人権であったりとか、市民の生活の質を上げていくという視点を考えるきっかけになってくるかと思っておりますので、今回の市民意識調査についても、調査を通じて市民憲章について理解が深まったり、新たな視点を考えるきっかけになればと思っておりますので、今回いただいたご意見を大切にしながら準備を進めていきたいと思っております。
- 鈴木会長 ありがとうございます。これからまた調査が進んでいったり、改定に関する検討の委員会が立ち上がったということがございますので、逐次、もしよろしければ、この協議会にもご報告をいただいて、私たちはこの憲章に関わるところに、これだけの意見があるというメンバーでございますので、ぜひとも検討の場の中でも、いろいろとお教えいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。特にこの議題について、他に皆様からないようでしたら、次に進ませさせていただきたいと思っております。議題は以上ということになりますが、その他ということで、委員の皆様から何か情報提供等ございますか。特によろしいですか。事務局の方から何かございますか。
- 事務局(中村) 皆様に本日お配りしたカラーのチラシなのですが、10月7日(火)にFプレイスホールで第40回藤沢市人権啓発講演会を行います。県内にお住まいの式町水晶さんという脳性まひと闘うポップヴァイオリニストの方を講師にお招きして、お話とヴァイオリンの演奏をしていただく予定であります。お話がとても上手で、面白いお話をされる方ですので、もしよろしければ、ご参加いただければと思っております。以上です。
- 鈴木会長 ありがとうございます。他に何か皆様からいかがでございましょうか。特によろしいでしょうか。他にないようでしたら、これをもちまして閉会とさせていただきます。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。事務局にお返しいたします。
- 事務局(高橋) 鈴木会長ありがとうございます。1点、事務連絡をさせていただきます。次回の第3回の協議会につきましては、来年の1月23日(金)午後2時からを予定しております。場所は本日と同じこちらの藤沢市役所本庁舎5階5-1会議室となりますので、開催日が近くなりましたら、また改めて通知や資料をお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。それから、本日の会議の議事録につきましては、作成でき次

第、皆様にメールで送らせていただきますので、ご確認をお願いいたします。では、これで終了とさせていただきます。本日はお忙しい中どうもありがとうございました。

以上